

特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議の最終報告書  
(今後の特別支援教育の在り方について) についての見解

2004年3月5日

社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会  
(第199回理事会にて決議)

2003年3月に発表された「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」の最終報告書(今後の特別支援教育の在り方について)は、今後の障害のある児童・生徒の教育について大きな影響を与えるものと考えられます。それは、基本的な視点や方向性において、かなり画期的な内容を含んでいるからです。そのため、知的障害のある子どもの親の間では、期待と不安がうず巻いています。そこで、「親の会」の全国組織として私たちは、この報告書についての意見を示す必要があると考え、ここに〈見解〉としてまとめました。

1. 教育制度における構造的な改革の取り組みは高く評価できる。

社会の大きな変化に応じて、制度を根本的に見直す必要が迫られています。それは教育においても例外でなく、それに着手する取り組みは歓迎されるものです。その場合は、小手先の修正ではなく、構造的な改革が不可欠であります。その意味では、今回の報告書の内容はかなり画期的であり、今後の方向性を大胆に示したものであるといえましょう。

2. 時代と社会の動きを、冷静に受け止めていると考える。

〈障害〉の多様化やノーマライゼーション理念の広がり、学校の役割や機能に対する社会の期待の変化、地方自治(分権)の広がりや国民のニーズの変化等について、事実を的確に受け止める姿勢が見られます。とくに、国連での討議など、国際的な動きや考え方が念頭に置かれていると推測できることは、大変喜ばしいことです。

3. 〈ニーズモデル〉への転換は必然であり高く評価できる。

国際生活機能分類(ICF)で示されたとおり、世界的に〈障害〉概念の変化が進んでいます。報告書での、「障害の種類と程度に応じた」とする〈医療(欠陥)モデル〉から、「教育的なニーズに応じ、適切な対応を図る」とする〈ニーズ(支援)モデル〉への転換は、この変化に則したものであり、基本的視点としてはきわめて適切といえるでしょう。

4. 保護者や関係機関との連携と協力の強調は期待がもてる。

子どもの暮らしと発達は、保護者や医療・福祉・職業等の関係機関との連携を抜きにはあり得ません。とくに、保護者と福祉機関(事業)の位置付けと役割の付与は不可欠です。しかしながら、教育においてはこれまでは、それは建前であり、軽視されてきました。その反省を踏まえてこれが明示され、具体的な取り組みが進むとすれば、画期的なことと評価できます。

5. 人的資源（専門職）の多様な分野からの導入と教師の専門性の向上は急務である。

関係機関との連携は重要ですが、学内に各種の専門職を配置することが必要です。子どものニーズに応じて、教育職のみでなく、各種の医療職に加えて職業や福祉の分野から、専門的な知識や資格を有する職員を、的確に配置する必要があります。また、資格取得を含めた、教師の専門性や資質の向上については、いまさら言及するまでもありません。

6. 「個別の教育支援計画」は、必ず子どもの意思を尊重し、保護者を交えて作成すべし。

「Nothing about us without us（我々に関することは、我々を抜きに決めるな）」という当事者主権の考えは、今や世界の主流になっています。そのため、「個別計画」の策定等においては、まず子ども自身の意思を十分に確認するとともに、その後見人である保護者を交えて進めてください。また、そのような対応ができるよう、日常的な取り組みを期待します。

7. 「特別支援教育コーディネーター」の主体と役割が不明である。

学校内の協力体制の確立や地域の関係機関との連携のキーパーソンを配置することはとても重要です。しかし、標記の「コーディネーター」と称する人の資格や技能・専門性、具体的な役割及び予算の裏付け等が明確ではありません。また、「地域療育等支援事業」のコーディネーター等との役割分単や関係性がよく見えません。ぜひ、早急かつ具体的にご検討ください。

8. 学校内での支援費制度に基づく福祉サービスの利用を可能にして欲しい。

生活支援は福祉サービスとしてなされ、それは児童・生徒においても例外ではありません。その意味で、学校内で教育を受ける時間帯及び送迎時でも、その用意と利用を可能にすべきです。そうすることにより、特別支援教育のより一層の進展が図れるでしょう。報告書では、この面での認識と言及が、厚生労働省との調整の必要性を含めて欠落していると考えます。

9. 「広域特別支援連携協議会」は地域の中での位置付けを重視すべきである。

支援のためのネットワーク作りは不可欠です。しかし、それは<教育モデル>より<生活モデル>が重視されるべきです。そのためには、地域の中での暮らしに基本が置かれ、その発展に繋がるものであるべきです。「協議会」は、子どものより良い生活を築くために設置されるべきであり、単に学校教育の円滑な運営のためであってはなりません。

10. 「障害種別にとらわれない学校」は<ニーズモデル>の視点からなのか。

「障害特性」を前提とした従来の特殊学校が、「種別にとらわれない」となると、その存在基盤をどのように理解すればよいのでしょうか。重複障害の増加等では説明が付きません。単に財政的な問題からくる言い訳でないとすると、<医療モデルからニーズモデル>へのパラダイム（認識の枠組み）の転換を感じさせますが、そのように理解してよいのでしょうか。

11. 「特別支援学校（仮称）」の役割と機能が具体的に見えない。

特殊学校をセンター的機能を有する「特別支援学校（仮称）」とする考えは、理念的には一定の評価ができます。しかしながら、通常学級や特別支援教室との関係で、その位置や役割・機能が不明確です。いわゆる「学籍」はどのようになるのか。子どもが存在する<位置>が良く見えません。また、重度者を囲い込むために、その役割が発揮されてはなりません。

12. 「特別支援教室（仮称）」体制の具体像が不明である。

固定的な「特殊学級」を廃止し、通常学級に在籍した上で、必要な時間のみの「特別支援教室」が提案されています。学校全体で受け止めるという考えは評価できますが、児童定数の削減や補助教師の配置等、通常学級での支援体制が明確ではありません。また、「支援教室」のあり方があまりにも多様であり、職員配置等が不明なため、期待と不安が交錯しています。

13. 「知的障害のある児童・生徒」の問題が念頭に置かれていない。

この報告書では、LDやADHD等の軽度の＜新しい障害＞が注目され、その対応が根底にあると考えられますが、「知的障害のある児童・生徒」の課題が明確ではありません。それは、「特殊教育から特別支援教育へ」というこの間の二つの協力者会議（報告書）に色濃く示されています。知的障害の場合も、基本的には今回の提言に則すると考えてよいのでしょうか。

14. 通常学級の議論への参加と改革抜きでは構造改革は不可能である。

この間の議論は、従来の特教育の関係者のみで進められ、肝心の通常学級の関係者の参加がありません。また、十分な情報が提供されていないため、一部で混乱が伝えられています。今回の改革の成否は、通常学級での理解と受け止め、そのための体制整備といえましょう。単なる「特教育の組み替え」であっては、構造改革とはいえません。

15. インクルーシヴ教育（Inclusive Education）とはとてもいえない。

世界的には、障害のある児童・生徒は、「特別な教育的ニーズのある子ども」として理解され、インクルーシヴ教育（Inclusive Education）への体制移行が提唱されています。それは、「通常な場（学校・学級）における支援付きの共学」を原則とするものであります。その観点から考えると、今回の改革はその方向性を暗示させますが、不十分といわざるを得ません。

16. インクルージョン（Inclusion）は人権尊重の視点から出発したものである。

世界で提唱されているインクルージョン（Inclusion）は、あらゆる分野での基本理念であります。それは、人権を尊重する社会作りであり、それゆえ通常の実現をめざすものです。インクルーシヴ教育は、障害のある子どものみでなくあらゆる子どもを、環境の整備によって「支える」教育であり、それは＜通常学級の在籍＞を原則とするものでなければなりません。

17. 具体策の進行には、当事者（保護者）の参加と情報の公開が必要である。

この報告書について、適切で十分な情報が教育現場に提供されていません。また、報告書には「具体的な検討が必要」という部分が多くあります。十分なご検討を期待するとともに、そこへの当事者である保護者の参加を要望します。そして、その経過と結果についての情報は、的確かつ迅速に公開してください。関係者（とくに保護者）の理解と納得が不可欠です。

以上

IJ-04079

## 学校にヘルパーを！

——学校内の支援費制度に基づく福祉サービスの利用について——

全日本手をつなぐ育成会

### 学校内での支援費制度に基づく福祉サービスの利用を可能にして欲しい

生活支援は福祉サービスとしてなされ、それは児童・生徒においても例外ではありません。その意味で、学校内で教育を受ける時間帯及び送迎時でも、その用意と利用を可能にすべきです。そうすることにより、特別支援教育のより一層の進展が図れるでしょう。報告書では、この面での認識と言及が、厚生労働省との調整の必要性を含めて欠落していると考えます。

『今後の特別支援教育の在り方について』についての見解

全日本手をつなぐ育成会（2004年3月5日）

学校でヘルパーが使えなくて、本人も家族もこんなに困っています  
その「願い」や「悲鳴」の一部を紹介します。

#### 学内

- ・ 親が学内介助をしていると、親が病気のときは学校にいけない。（肢体養護）
- ・ 学内介助をしている親が、腰痛や、肩、首、背中などの故障に苦しんでいる。（肢体養護）
- ・ 学校側より、体育の授業に親の介助を要求されているが、全部の授業は無理。（知的養護）
- ・ 母子家庭で働いていて、学内介助ができない。（知的養護）
- ・ ADHDやLDの子供たちがパニックを起こしたときには、親でも教師でもない人が間に入ってくれたほうが良い。（心障）
- ・ 学校にも、子供の立場に立って寄り添い、ストレスを汲み取ってくれる人が欲しい。（心障）

#### 送迎

- ・ 養護学校では高等部になるとバスがなくなる。（知的養護）
- ・ 下に小さな子供がいる場合、幼稚園や保育園とのお迎えの時間が重なってしまう。（心障）
- ・ 母子家庭で仕事がしたい。ヘルパーが送迎をしてくれると働くことができる。（心障）

- ・ ひとりで登下校できても、事故や事件に巻き込まれることが心配。(心障)
- ・ 親が通学介助をしていると、親が病気のときは学校にいけない。(肢体養護)
- ・ 「自主登校」といっても、それができない子供に手立てがない。(知的養護)
- ・ 「スクールバスか自家用車」ではなく、ヘルパーが迎えに来て、帰りがけに様々な社会資源を利用することで、社会体験の積み重ねをさせたい。(肢体養護)

### **行事**

- ・ 親が介助をしないと修学旅行にいけない子供たちがいる。(知的養護)
- ・ てんかん発作があるため、つきっきりの介助がないと運動会に参加できない。(心障)
- ・ 学校行事のときは、教師も親も同席できないときが多いが、自閉症のため待つことの意味がわからず、付き添いがないと離席してしまうので、卒業式等に参加できない。(普通級)

### **障害児の教育保障のために、家族が犠牲にならなくてはならないという悲劇があります**

多くの場合、学内・送迎・行事における介助は、母親を中心とする家族が行うことを強いられており、障害児が普通校へ通うことを希望する場合にその前提条件とされてしまう場合が多い現実があります。そのため、母親たちは、働くこともできず、過労や腰痛等に苦しんでいます。母子家庭や幼い兄弟姉妹のいる家庭、複数の障害児のいる家庭では、さらに悲劇的な事態が起こっています。

どうしても家族が介助できない場合は、障害児本人が登校できないこととなります。就学が、家族の犠牲か本人の犠牲かの択一が前提になっています。

### **全てに教師の介助を期待することは、障害児自身にとっても最善とは限りません**

教育をうけることはその人の「生活」の一部ですが、教育は「生活支援」そのものではありません。しかし、特に普通校においては、介助とは、子供が「日常生活を送るときに必要な支え」として確保されなくてはならないのです。それを、授業中や休み時間のトイレ、着替え、移動、筆記等の補助、運動時の補助、見守り等を全て教師の役割として期待することは、専門性の面からも体制の面からも無理があるのではないのでしょうか。

通学時の介助は、そもそも教師では物理的にも困難でしょうし、ヘルパーが行うことで、学校外の社会体験支援となるという意見もあります。

### **地域や学校それぞれの対応やボランティアだけでは十分ではありません**

地域によっては、学校生活支援員制度や介助員等を設け、送迎や学内の介助を行っているところもあります。行事等にボランティアを依頼している学校もあります。地域の支えあいと、有償・無償のボランティアが持つ意義は大変大きなものです。

しかし、こういったしくみにおいては、それぞれの自治体や学校の判断により、対象や介助の場面や量が限定されていることが多く、また、介助の質や供給も保障されているわけではありません。一方で、支援費制度は全国統一の障害児・者福祉サービスの制度であり、ニーズをもった障害児の

だれもが居宅介護サービスを申請できますし、認可された事業所から派遣されたヘルパーの対応がおこなわれます。

障害児にとっては、学校生活も生活の一部ですから、学校内や送迎の際の介助のしくみは、まず、支援費制度の居宅介護サービスを基本とし、それを、フォーマル・インフォーマルの地域システムで補うことがベストではないでしょうか。

### 「学校にヘルパーを！」は、特別支援教育の理念の実現と円滑な実施のためのインフラです

「障害の程度等に応じ特別の場で指導を行う『特殊教育』から障害のある児童一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育支援を行う『特別支援教育』への転換を図る」（「今後の特別支援教育の在り方について《最終報告》」より）ならば、支援費制度のヘルパーを導入することは欠かせないインフラとなるでしょう。

特に、普通校の普通クラスで、養護学校教員免許を持たない教師が、LD、ADHD、高機能自閉症を含む様々な障害をもつ子供と持たない子供を担当することを想定するとき、教師に対する教育的支援と連絡調整を行う「特別支援コーディネーター」の支援だけで、「その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う」（同上）ことは可能でしょうか。

特別支援コーディネーターがスーパービジョンと連絡調整の機能を果たし、教師が、個別の教育支援計画に基づく適切な教育や指導を行うためには、個別の児童が学校生活を送ることに対する生活困難性は、個別教育を担保する個別生活支援（パーソナルアシスタンス）によって支えられなくてはならないと考えます。

今こそ、「教育と福祉」の連携が必要です。「学校にヘルパーを！」は、あくまで障害児本人を中心におき、学校と家族と地域が、連携協力していく特別支援教育の実現のための、欠かせないインフラであるといえるでしょう。

### 【参考資料】

1. 都政新聞 記事（2003年10月3日）
2. 「介護券および支援費制度についてのアンケート」（2003年9月10日）
3. 「学校にヘルパーを！」が必要な例

### 3. 「学校にヘルパーを！」が必要な例

(2003年3月)

#### ● 送迎でヘルパーを利用したい。

中機能自閉症の13歳(中1)男子。重い注意欠陥障害があり、道の横断の際、信号や車の様子を見るのを忘れてしまう。また、乗り物の利用では、まず切符を買うことを忘れ、正しい行き先の乗り物を選ぶことを忘れ、乗った後は降りることを忘れてしまう。そのために一人では外出できないので、通学(バス及び徒歩15分)にも親が付き添っている。親が病気や用事などで付き添えないときは、学校を休まなければならない。親も、子どもの通学の時間に合わせて動かなければならないので、行動の制約を余儀なくさせられている。

#### ● 学校からの飛び出しの危険を回避したい。

出産時の事故による脳障害で、重度の精神発達遅滞と自閉症状を示す12歳(小6)男子。多動で、少し目を離すと教室を飛び出してしまふ。いつも誰かが見張っているが、一度、担任及び介助員が他児への指導に気をとられているうちに教室を出て、学校の前の16号線の真ん中に立って車を見ていたことがある。車は彼を避けるようにして通過しており、彼はあたかも川の中州のごとき様相を呈していた。車は渋滞していた。彼自身には危険の認知が不可能である上に、車が非常に好きのために「車を見たい」という欲求が抑えられず、その後も何度か同様の行動をすんでの所で止められている。

彼の所属するクラスは6人の子どもが在籍していて、彼を除く5人が多動を伴う重度の自閉症。誰かが教室を飛び出すか、他害行為をするなどしている状況で、2人の担任と1人の介助員では対応しきれない。彼には専任の介助が必要なことは明らかで、親もそれを望んでいるが、とてもそれが可能な状況ではない。

普通学級にいる広汎性発達障害の男児(4年生)

年に2~3ヶ月介助員が入るほかは母が常時付き添っている。

母が体調を崩せば一緒に休ませるほかはない。

6時間授業が増え、4時までいることもたびたび。

在宅の仕事を夜にしているのもあって、朝はどうしても遅刻してしまう。

支援費は25時間ガイドヘルパーを獲得している。

ヘルパーは2年生から学校に自費で入れている。

給食~昼休み~そうじに付いてもらった。

担任はとても嫌がって「違和感がある」と母にはっきり言った。

3~4年はプールに入ってもらった。

母がぜんそくの時に代わる代わる3人ほど派遣してもらったこともある。

親の負担を減らすことに協力的な担任であったが、単発的なヘルパーの来訪は教育的に好ましい状態ではない、子供とクラスが混乱する、と思っていたよう。

支援費が使えないため経済的負担も大きく、その形は継続できなかった。

区で雇用した介助員については教員仲間として扱われているようだが、

ヘルパーの教育現場での受け入れはあまり良くない。

校内で子供と二人で浮き上がってしまうこともあると思う。

教師の意識改革が必要。

何が大事とするか、長い目で見られるか。

教師は「教育してほしい」、ヘルパーは「子供に寄り添う」「見守るのが役目」

ということで対立軸が出来てしまうことも考えられる。

その溝をどうやって埋めていくのか。

現状を考えると、学校の行きかえりや給食、休み時間に入ってもらうだけでも

親の負担はずいぶん減る。

(トイレにも行けないこともあるので。)

---

私の学校においても支援費制度の実施に伴い、その実態と利用上の希望についてアンケート調査を実施いたしました。その中で小学部を中心に圧倒的に希望が多かったのは、「通学時におけるヘルパーの利用を可能にして欲しい」というものでした。八王子市では補助金対象の地域学童保育の中に障害児枠を設けて受け入れを行っています。

本校の児童の中でもこの枠を利用している児童は少なくありません。学童保育は当然、地域の小学校の中もしくは近くに設置されているものがほとんどであり、スクールバスのバス停や養護学校の近くにあるとは限りません。折角学童保育の利用が可能であるのにバス停や養護学校からの自力移動が難しい為に、その利用をあきらめたり、その時間だけ自己負担でヘルパーを利用しているのが現実のようです。又、私自身の経験から強く感じているのは、支援を必要とする子供を複数抱える家庭の場合です。

本校においても兄弟で障害を持つ家庭は七組を数えます。他の学校の様子を聞いてもその数は決して少なくないようです。兄弟で障害を持つケースの場合、教育を受ける場を選ぶ段階においても本人のニーズだけを考えて選択することが難しい場合が出てきます。本当ならばこの子供はこちらの学校、もう一人はこちらの学校と思っけていても、登下校の安全を考えると同じ学校を選ばざるを得ない事が現実的には多いように感じます。

私自身は何とか別々の学校を選択する事ができましたが、登下校の指導など本人のペースに合わせるというには程遠く、今となっては「お願い、早く一人でいける様になって」という思いを子供に押し付けていたようにも感じています。障害児の兄弟のケースは決して同じ障害同士というわけではなく、知的と肢体や知的と盲やろうという場合も少なくないようです。この場合は「本人のニーズに合わせる」というのはもっと難しいのではないのでしょうか。特別支援学校に移行していく中で、専門性の部分はカバーされるかもしれませんが、特別支援学校と地域の特別支援教室の利用のケースは増えていくように思います。学校の中でのヘルパーの必要性はもっと重くなるのではないのでしょうか。

---

今、ヘルパーが利用できるようになって、子供が普通に少しずつ親の手から離れる、当たり前に近い生活が送れるようになりつつあり、とても嬉しく思っています。ですから、毎日の生活の流れの中に当たり前にある、学校へ行く、学校で過ごす、学校から帰る、ということへの支援も当然必要です。この部分だけ、親が付き添わなければならない、又は支援がないというのは、当たり前の暮らしではないと感じます。

私が気になっているのは、息子が通う養護学校（特に高等部）で、自主登校をすすめていることです。

本人にどのくらい、自主登校できる力があるか、ということとはあまり問題にせず、送迎バスの利用者を減らすことが目的なのか、学校側も、身辺自立がある程度できていれば、自主登校してください、というように勧め、保護者も「いつまでも経験させなかつたらできるようにならない」と、やらせてしまう傾向があると思います。

でも、本当に、できる力を持っているのか疑問です。

一ヶ月練習してできるようになったとしても、いつもどおりではないことが起きた時に対応する力があるか、とか、危険回避の能力など、そう簡単に会得できるものではないと思います。

先日、知り合いの息子さんが、学校から1時間くらいで歩けるところに自宅があるので、しばらく練習した後一人で歩いて帰っていたのですが、実は長い間、途中の工事現場に関心を持ち、寄り道をしていて、その人たちが困って、市役所を通して養護学校に連絡があり、お母さんに伝えられ、そのお母さんは、ずっとそういうことがあった事を知らなかったと、ショックを受けていました。そして、スクールバスに戻したい、もうなんだか疲れてしまった・・・と言っていました。

ガイドヘルパーを使ったら？と言っても、もうショックで疲れてしまって、何も考えたくないわ、という感じです。

この場合、大事に至ることではなく良かったのですが、もし事故に遭ったり、女の子に関心を持ったりだったら、疲れちゃっただけでは済みません。お母さんの姿を見て本当に、かわいそうになってしまいました。

---

17歳、重症心身しょうがいの息子を持つ母です。

上記の件に関しまして、私の考えるところを申し上げたいと思います。

ヘルパー利用に関しては、まだ「しょうがい」を見られる事業所の数が足りない事や、男性ヘルパーさんも数的に足りないこともあり、ニーズに対しては充分でないことがあります。賛成です。

学校という比較的閉鎖的な空間には、外の風が入ることはとても重要なことと思います。

そういった意味では利用者にとってというより、学校の古い体質を考えた時、とても有効だと思いました。

次にスクールバス等の送迎手段のない私たちは、主に送迎に関わる者の体調、都合により、本人は元気で学校に通えないことは日常茶飯事です。また、養護学校の場合下校時間がとても早い為、送迎があることで仕事のできない親御さんもたくさんいます。

更には、多くの肢体不自由児養護学校の場合広域から通う為、送迎距離が一日 200k 近くになる親御さんもいます。この場合、登校時から下校時まで学校で待機している親御さんもいます。

こういった現状から、送迎の部分だけでもヘルパーさんの対応が可能になれば家族の負担はどれだけ軽減されることでしょうか。

又、これは通年ということにはなりません。校外学習、修学旅行等々、保護者の同伴を求められるものがあります。これについても家族以外の第三者で対応できるようになれば、負担軽減になります。(実際に母が病気で子どもが修学旅行に行けない例があります)

学校内では「手が足りない」と先生が仰るのを耳にいたします。

現場で起こっていることは私たち家族には分かり兼ねますが、学齢期、子ども達に掛けられている教育費を知ったときは、正直驚きました。とても高額な費用が当てられ、重厚に守られた12年間。

しかし、それだけの充実した教育内容であるかどうかは正直疑問を持つところです。ですから、これだけの教育費が掛けられているのであれば、先ずその中でもっと教育の充実を図るべき、先生の質の向上を図るべき、と思うところです。そういった意味では、安易にヘルパーさんが入ればいいかというそういった単純な問題ではないように思います。

ただ、子ども達にとってはどうでしょう。

例えば、子ども2~3人に対して教員1人対応の場合、誰かがオムツ交換をしている間は、他の2人は放っておかれることになります。これが日に何回か、一年を通じて考える時、決して無視のできない状況であると思います。食事介助の面でも同じ様なことがあります。これらの点については子ども達の状況によって様々でしょう。

例えば、放課後学校開放をしてもらうことができないか。(我が校ではしていません。放課後利用を求めた時、県の管財課に出向くように指導された経緯があります。) 途中でヘルパーさんが放課後学童的に利用することはどうでしょう。(あくまでも学校は拠点として)

- \* 学校の閉鎖的体質を考えて
- \* 家族の負担軽減を考えて
- \* 子ども達のことを考えて

以上、三点を踏まえて、ヘルパーさん他、子ども達を真ん中に彼らを取り巻く色々な方々が必要に応じて教育現場に自由に出入りできること、是非積極的に進めて頂きたいと思っております。

---

四月より普通級に通われる予定の肢体不自由のお子さんは、家族が片時も離れずに付いていることを条件とされています。もちろん、お母さんが基本的にはずっとつくつもりでいるようですが、万が一お母さんが体調不良になったとき、他の家族が体調不良になったときにどのようにしたらよいかを不安に感じています。また、お母さんには家事という仕事があるにも関わらず、日中はずっと学校にいななければならない、ままならないことと思います。学校側に学校生活支援員制度を入れていただくよう要請はしていますが、お返事が帰ってきていない、というのが現状です。

肢体不自由の養護学校に通われているお子さんは兄弟が小さく、お迎えが大変困難な状況になっています。バスが巡回していますが、低学年下校というものがあってバスが二巡しなければならぬことがあり、学校の近くで降ろされてしまいます。他の家族は車で迎えをしていますが、車を持っていらっしやらないためバスを乗り継いでお迎えに行っています。また、小さな兄弟を連れてのお迎えに心身共に疲労してしまっています。

知的障害の養護学校に通われているお子さんは、母子家庭で母親が働かなければならないにも関わらず、電車に乗っ

てお迎えに行かなければならないために仕事もままならない状況です。

それ以外でも、養護学校に通っているお子さんのご家族からは、家族が急に体調不良になったとき、兄弟の行事があるときなどにどうしたらよいか大変不安に感じていることをいつも伺います

個別支援級に通っているお子さんも、送迎はすべて家族がしなければならず、養護学校へ通っているお子さんのご家族と同じような不安を感じています。また、食事介助が必要なお子さんは、学校の先生が少ないために先生が担うことが不可能ということで、学校生活支援員制度を入れることになりました。

横浜では学校内のことに関しては学校長の判断で学校生活支援員制度を入れることができるため、学校と検討の上入られているところもありますが、学校によって差が生じてきています。

送迎に関してはすべてのサービスの隙間に入ってしまったっており、現在困難を来しています。ヘルパーで担うことができず、学校生活支援員制度での送迎は市立養護学校に限られ、それもまだまだ課題が山積みです。家族での送迎が難しいため在宅になっている方や、家族の都合で学校を休まなければならない方も多くいるのが現状です。

---

#### 養護学校高等部 男子 自閉症

養護学校では高等部になると学校送迎のバスがないので、公共交通機関を利用しての付き添いもしくは自力通学になる。彼の場合は行きバスはいいのだが、帰りのバスは複数路線のバスが止まるバス亭から乗らねばならず、判断できるようになるまで、学校からバスに乗るまでを、段階的に学習できるように学校とヘルパーが連携をとっている。①まず、先生がはじめに自宅まで付き添って帰る道筋を教える。②先生がバス亭まで送り、そこからヘルパーと共に指定のバスで帰宅。③先生が校門で見送り、彼のあとをヘルパーがこっそり尾行して彼が指定のバスを選んだらそこで一緒に乗り込んで帰宅する。といった状態で彼の自力通学に向けて現在も援助が続いている。

#### 養護学校高等部 女子 ダウン症

同じく、路線バスを使って通学しているが、降りる停留所が判断できないため 行きはヘルパーと共にバスに乗って登校している。(帰りは自宅最寄りのバス亭が終点のため、他の客の流れに合わせて降り、徒歩で帰宅することができる。)

#### 公立小学校普通級5年 男子 自閉症

6年生卒業式に送る側の学年として参列するため、式の最中ヘルパーに横に座ってもらった。あらかじめ、タイムスケジュールを伝え、また何回かの予行演習にも参加していたので大きな混乱はなかったが、待つ事の意味がわからず、離席が多かった。親は父母の会役員として来賓席に座らなければならないが、また、担任は総合司会なので彼に付き添うことができなかったが、場合によっては校外に出ることも含め、ヘルパーに対応をまかせていたので、彼の意思を尊重しながら、彼のペースで式に参加してもらうことができた。

---

#### 事例1 利用者、中学生。

依頼内容：中学最後の修学旅行なので、参加させたいが、本人がてんかん発作を持っているので、2泊3日付き添ってほしい。父は仕事が休めず、母は本人の妹が小学生なので、行くことができない。

#### 事例2 利用者、小学生。

依頼内容：身体障害とてんかんがあり、体育の授業に母親の介助を学校より要求されているが、全部の授業となると難しい。ヘルパーを入れることができないか。

#### 事例3 利用者、小学生。

依頼内容：母親の代わりに学校の修学旅行に参加してほしい。母親の発熱で、参加できず、母子家庭、他の兄弟が2人いる。

#### 事例4 利用者、中学生。

依頼内容：運動会の付き添いをしてほしい。本人てんかんがあるので、つきっきりでいてほしい。

肢体不自由の養護学校です。常に身体介護の必要な児童生徒がほとんどです。そのため保護者の身体的負担は日常のことです。当然のことながら腰や肩、首、背中などの故障に苦しむこととなります。児童生徒本人が学校へ通える状況でも保護者の故障で通学できない例が後を絶ちません。本校は県南東部の13市町が学区になっていますが、そうした保護者の緊急事態に対しては対応がさまざまです。実際はスクールバス停までの送迎にヘルパーを派遣してくれているものがあります。また、継続的でないということで支援費によるヘルパーで対応している市もあります。いずれにしてもそうした保護者の故障によって通学ができない、学習の保証ができない実情があり、それをカバーする手立てとしてのヘルパーは極めて有用です。さらに、保護者の状況により予防的にヘルパーの利用ができることが安定した学習保証につながると考えます。

肢体不自由養護学校の児童生徒はその多くが学校、家庭、スクールバス、自家用車、病院だけで過ごすことがほとんどの状況です。その為その環境外の人々との接触が極めて少ない状況にあります。障害者基本計画に掲げられている社会参加、地域福祉の点から見ると「社会性をつける、地域に根ざす」ことが他の障害種児童生徒以上に困難な状況にあると言えます。その関係で少しでも外部との接触をもたせる必要があり、慣れない人への意思疎通の手立てをもたせる必要があり、多くの介助者を受け入れる力をつける必要があります。そうした意味で放課後の時間を利用すべくヘルパーに迎えを依頼し、帰りがけに様々な社会資源を利用し、社会体験を積み重ねる試みを呼びかけています。そしてその利用は徐々にですが増えているところです。卒業後も家庭に引きこもりがちになる生徒に在学中からそうした経験を積ませることが大切だと考えます。

#### 特殊学級在籍者の母親より

1. 下に小さな子供がいる場合、幼稚園や保育園とのお迎えの時間が重なってしまう。  
特殊学級に通う子の送迎をしてくれると、ありがたい。
2. 毎日、子供の送迎に時間を取られてしまう。  
家計のためにも仕事をしたいが、送迎があるとできない。  
ヘルパーが送迎をしてくれると、働くことができる。
3. ADHDやLDの子供たちは、とても「こだわり」が強いため、一度パニックを起こすと、暴れるなどして、とても手に負えないこともしばしば。  
親でも手に負えなくて困っているときに、他の人が間に入ってくれたことで、とても救われたこともあった。
4. 学童に行っている子供たちの様子を見て「子供なりにストレスを感じているんだな・・・」と思う場面もある。  
子供のストレスを汲み取って、配慮・考慮してくれる職員が欲しい。
5. 下校時、子供たちは一人で下校する子や、お迎えを待つ子など様々。  
障害のある子供の中には、とても人懐っこく、誰にでも話しかけ、知らない人について行ってしまいうこともあるので、心配。  
「見守りヘルパー」さんについて欲しい。

平成 15 年 9 月 10 日

保護者各位

八王子養護学校 PTA

会長 中村文子

要請担当副会長 細野満理

要請担当委員 原田フミ

「介護券制度及び支援費制度についてのアンケート」の結果のお知らせ

九月の声を聞き、学校にも子供達の元気な声が戻ってまいりました。皆様いかがお過ごしでいらっしゃいますでしょうか。又、保護者の皆様におかれましては、日頃より PTA 活動にご理解、ご協力をいただき本当にありがとうございます。

さて、この七月に実施いたしました、「介護券制度及び支援費制度についてのアンケート」の結果がまとまりましたのでお知らせをさせていただきます。

多数の方々にご回答をいただき、実態に近いデータがまとめられました。早速、市とも連絡を取り、お話をさせていただく時間をとりたいと思っています。

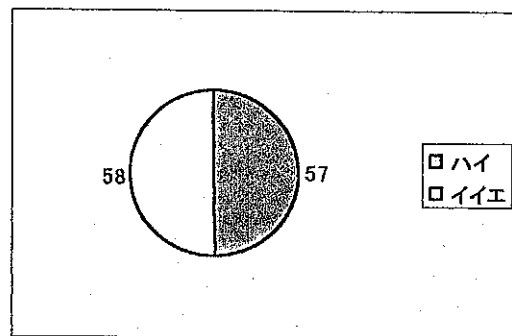
皆様方のご協力に感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

回答者数 115 人(アンケート配布数 230 人)

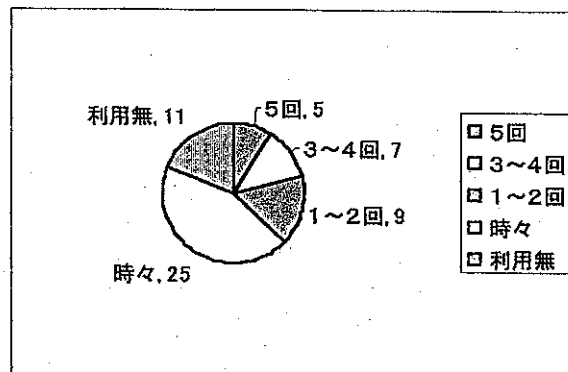
回答内容

1. 緊急一時保護の介護券(家庭介護人)の制度に登録していますか?

ハイのうち 小・中学生は 46 名



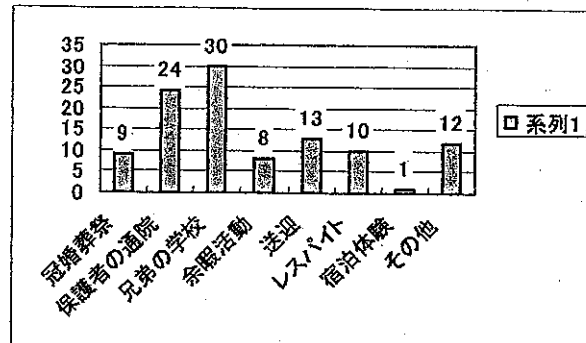
2. 1 でハイと答えられた方にお聞きします。(イエの方は 3. へ)



2) どのような事に利用したいと思い申請しましたか？（複数回答可）

<項目>

- ・冠婚葬祭による外出
- ・保護者の通院や病気
- ・兄弟の学校行事
- ・本人の余暇活動
- ・送迎
- ・保護者のレスパイト
- ・宿泊体験
- ・その他の主な内容

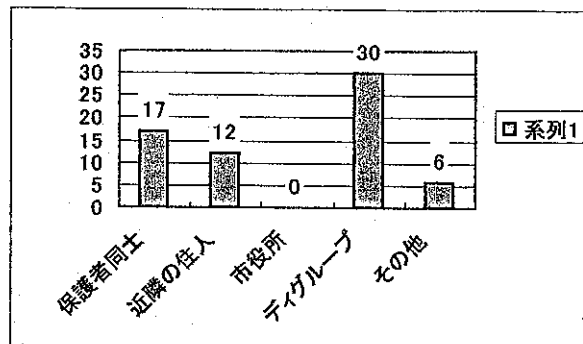


仕事の為、兄弟の通院・病気、親以外との関わりを増やしたい  
 本人を連れて行けない集まりに参加する時、PTAの用事

3) どのような方に介護人を頼んでいますか？（複数回答可）

<項目>

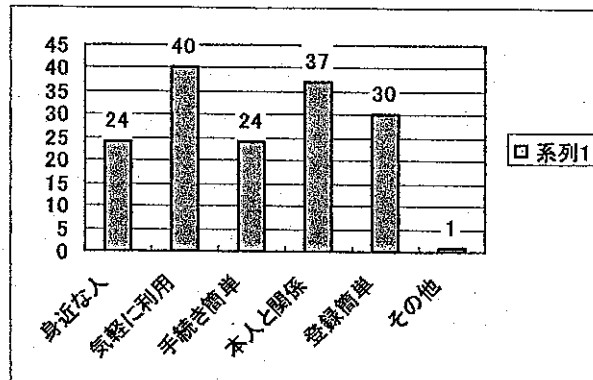
- ・保護者同士
- ・近隣の住人などの知人
- ・市役所の紹介
- ・ディサービス、デイグループ等の職員
- ・その他



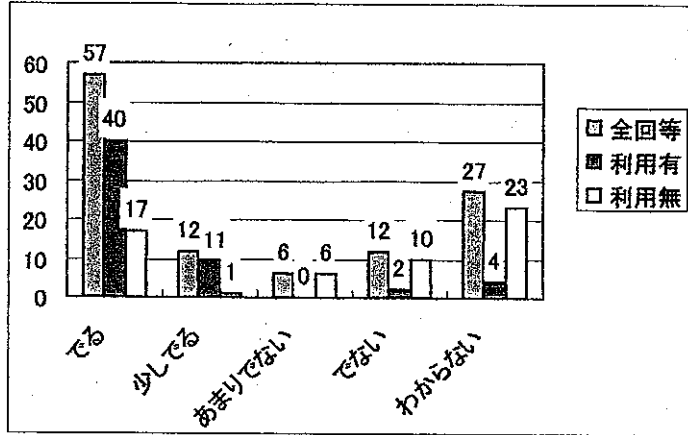
4) 介護券制度のどんな所が使いやすいと思いますか？（複数回答可）

<項目>

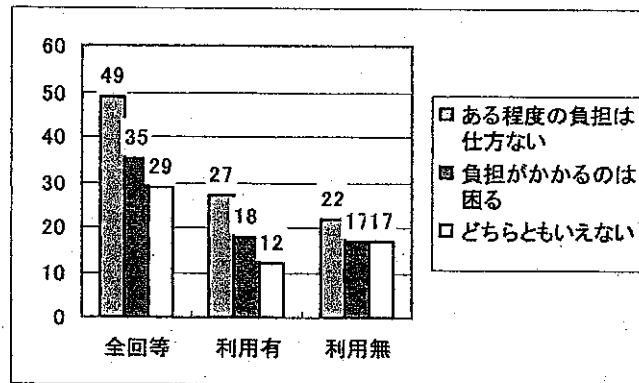
- ・身近な人に介護人を頼める
- ・気軽に利用できる
- ・手続きが簡単
- ・本人と関係の取れてる人に頼める
- ・介護人の登録が簡単
- ・その他



3. 介護券制度が廃止になった時、家庭生活に影響が出るとお考えですか？



4. 介護券制度を継続する為により利用者負担を求められるとしたら、どうお考えですか？

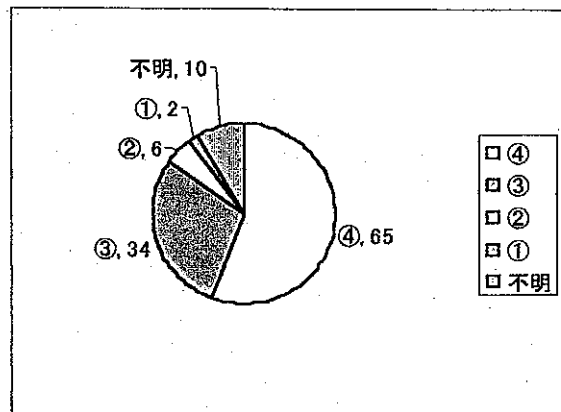


5. 介護券制度が廃止になった時、その役割が変わる制度として考えられるものには支援費制度があります。それについてお聞きします。

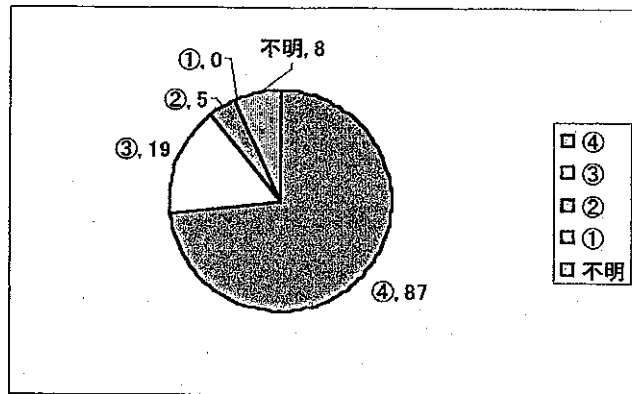
1) 支援費制度について、八王子市や関係事業所等に早急に対応してもらいたい内容を以下の様にあげましたが、それぞれあてはまる内容に○をつけて下さい。

(4 そう思う 3 ややそう思う 2 特にそう思わない 1 そう思わない)

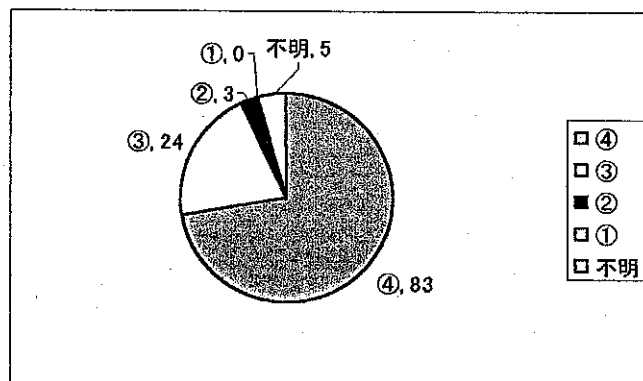
① 支援費についての保護者向け説明会や研修の機会を定期的に設けて欲しい



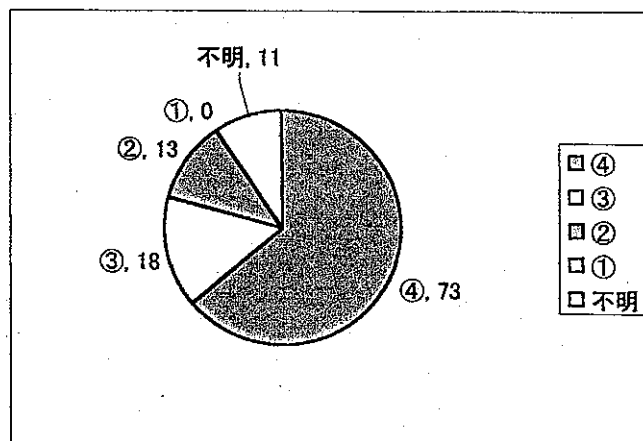
②サービスの年齢対象制限を廃止して欲しい(15歳からのガイドヘルプ等)



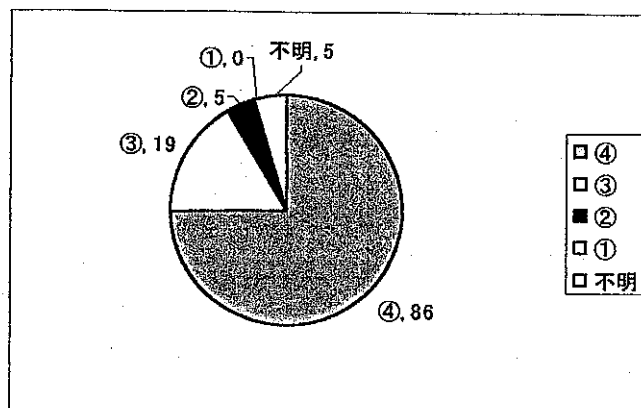
③ホームヘルプサービスを児童生徒について積極的に利用認可して欲しい



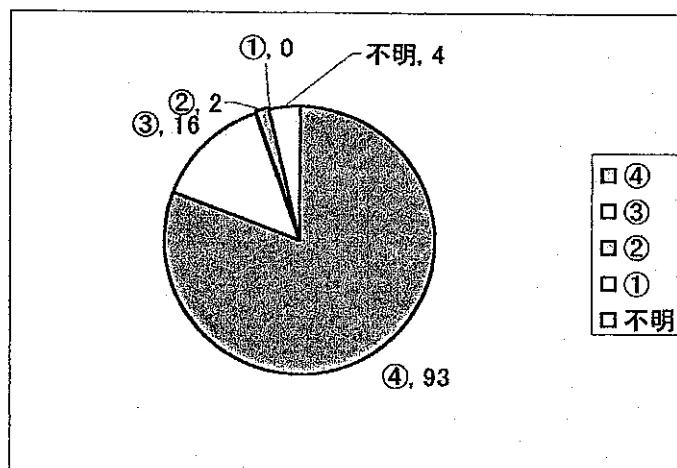
④これまで介護人登録されていた方については、資格認定してほしい



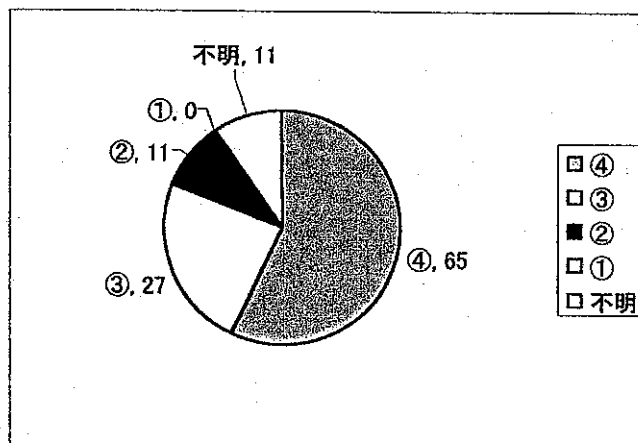
⑤事業所に関する情報をもっと沢山欲しい



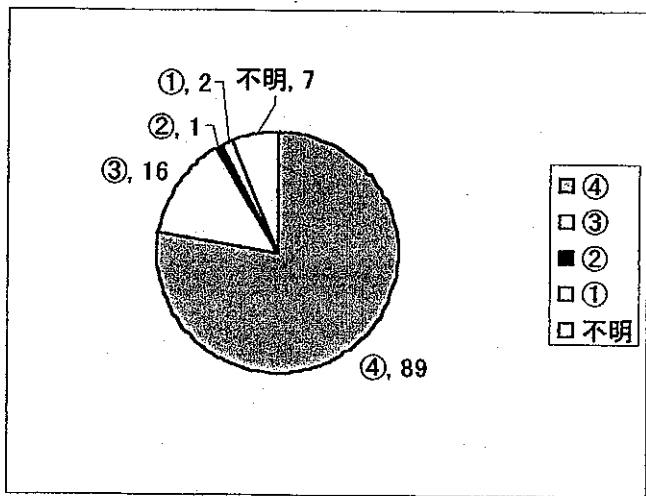
⑥知的障害者向けのヘルパー養成研修を充実させ、ヘルパーの確保をおこなって欲しい



⑦利用者負担金を見直してもらいたい。もっと安くして欲しい



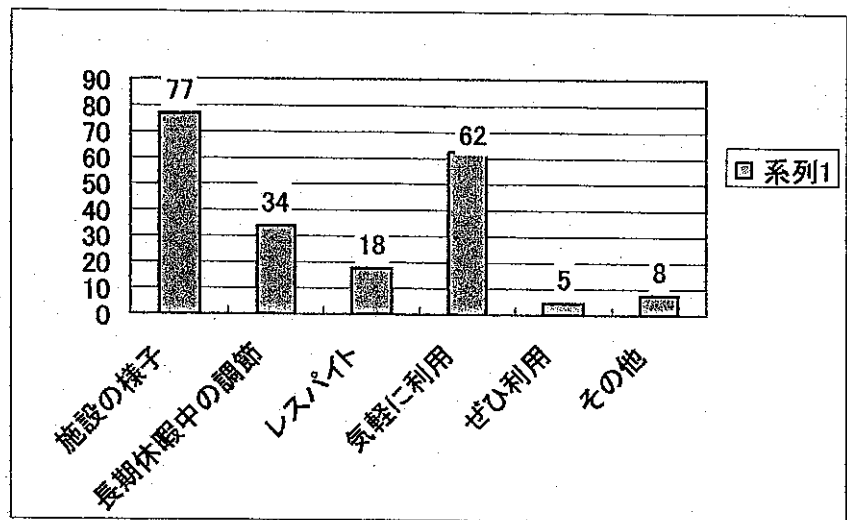
⑧学齢期に利用できるサービスを充実させて欲しい。(ディサービス事業等)



2) 又、先だっの調査では、支援費制度の中で、利用許可を受けたサービスで一番多いのが「ショートステイ」でした。そこで「ショートステイ」について感じる事にどんな事がありますか？(複数回答可)

<項目>

- ・施設の様子がわからないので、預けるのに不安を感じる。
- ・長期休暇時は調整が入るので、本当の意味での緊急一時的な利用は難しい
- ・長期休暇時はレスパイトの為に利用したい
- ・気軽に利用できるとはいいにくい
- ・ぜひ利用したい
- ・その他



6. その他、市の福祉制度について感じる事を何でも結構ですでお書き下さい。
- ・ 支援費制度について、愛の手帳所持者全員に通知がなかったのは納得できない。今利用していない者には必要ないだろうという考え方はおかしいと思う。
  - ・ 窓口に行っても職員が良く理解していないと感じる。職員全員にもっと勉強してもらいたい。
  - ・ ショートステイ施設の中身についてもっと情報公開が欲しい。今の状況では安心して預ける気持ちになれない。
  - ・ ショートステイの事業所の数もその中身の種類も少なすぎる。
  - ・ ショートステイ施設は本人がなれない場所で過ごすことで不安定になる事が心配である。すぐ利用する気持ちになれない。
  - ・ 介護券の廃止は不安。それに変わる制度は絶対必要である。(介護者を支援する制度は絶対必要である。)
  - ・ 事業所やヘルパーによって、内容が異なるので、必要なサービスの内容をもっと本人や保護者が積極的に伝えていく必要がある。
  - ・ すぐに施設入所や施設での一時預かりと決めつけずに、本人の生活パターンを大切にしたいサービスが欲しい。ホームヘルプはその為には絶対必要である。(特に知的障害者・児の為の見守りの役目)
  - ・ 障害児を抱えながら働くと言う事の大変さをもっと理解して欲しい。
  - ・ 送迎の為にヘルパーが利用できるといい。
  - ・ 緊急時に預けたいと思ったとき、市役所では事業所リストをもらえるだけなのだろうか。事業所選択などを相談できる所が欲しい。(コーディネーターの役割)
  - ・ 支援費制度は本人が自己決定するのが原則となっているが、重度知的障害者・児にそれが可能なのか疑問を感じる。
  - ・ 支援費制度についての説明があまりに少なすぎた。あれではとても申請できない。
  - ・ もっと気軽に預けられる所が欲しい。
  - ・ 障害児を持つ親同士だと様子がわかってもらえると思うので安心して預けられる。しかしお互い家庭状況の大変さがわかるので気が引ける。
  - ・ デイサービスやデイグループ等、子供の慣れている所が安心して預けられる。しかし定員があるためいざという時に預けられない事がある。
  - ・ ガソリン券 OK などの張り紙をスタンドに貼ってもらえると利用しやすい。
  - ・ 学童保育はせめて小学 6 年生までは利用できるようにしてもらいたい。他市ではバス停までの送迎を行っている所もあると聞いている。
  - ・ 契約制度の中で業者の信頼性は保たれるのだろうか。
  - ・ 介護券についてのパンフレットが欲しかった。
  - ・ 市の福祉制度がよくわからない。勉強中である。
  - ・ 制度の改正のあまりの早さに本人や保護者がついていけず不安を感じる。